

別表六(一) 付表

「所得税額の控除に係る元本所有期間割合の計算等に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益について課された所得税の額について、法第 68 条第 1 項《(所得税額の控除)》(復興財源確保法第 33 条第 2 項《(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)》の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含みます。)の規定により当期の所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
平成 28 年 1 月 1 日 前 に 支 払 を 受 け る 利 子 及 び 配 当 等 に 係 る 所 得 税 額 の 控 除 に 関 す る 明 細	「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)又は集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の各欄	銘柄別簡便法による場合には、①公社債、②株式及び出資又は③集団投資信託(合同運用信託を除きます。)の受益権の 3 グループに区分し、さらにその元本をその利子配当等の計算の基礎となった期間が 1 年を超えるものと 1 年以下のものに区分し、その区分に属する元本の全てについて、その銘柄ごとに、簡便計算法を適用することになります。 なお、国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。
	「所得税額 2」、「所得税額 8」及び「控除を受ける所得税額 15」の各欄	
	「利子配当等の計算期間 3」及び「(3)のうち元本所有期間 4」	利子配当等が平成 25 年 5 月改正前の令第 140 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配(以下このページにおいて「配当等」といいます。)である場合には、その配当等(以下このページにおいて「判定対象配当等」といいます。)の直前にその判定対象配当等を支払う法人から受けた配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象配当等の支払に係る基準日までの期間を「利子配当等の計算期間 3」に記載します。 月数は、暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。 なお、設定により取得した国内追加型投資信託については、この欄の記載を省略し、「所有期間割

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
平成 28 年 1 月 1 日以前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細		合 5」に、「1.000」と記載して控除を受ける所得税額を計算してください。	
	「利子配当等の計算期末の 所有元本数等 9」及び「利 子配当等の計算期首の所 有元本数等 10」	公社債については所有元本の額面金額により、 口数の定めがない出資については所有元本の金額 により、その他のものについては所有元本の数に より記載します。	
	「 $\frac{(9)-(10)}{2}$ 又は12 ¹¹ 」	次の場合に応じ、次により記載します。 (1) 利子配当等の計算期間が 1 年以下であるもの の元本の場合 …… $\frac{(9)-(10)}{2}$ 又は12 (2) 利子配当等の計算期間が 1 年を超えるもの の元本の場合 …… $\frac{(9)-(10)}{2}$ 又は12	
	「その他に係る控除を受け る所得税額の明細」の各欄	所得税法第 174 条第 3 号から第 10 号まで(内国 法人に係る所得税の課税標準)に規定する給付補 填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の 支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし 配当等の額がある場合に、それらの金額の内訳を 記載します。この場合、「参考」には、賞金、給付 補填金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金 付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉 徴収された所得税額を証明する書類の有無、その 他控除税額の計算について参考となるような事項 を記載します。	この欄に記載しきれない ときは、その明細をこの内 訳の様式により別紙に記載 して添付してください。
平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細	「剰余金の配当、利益の配 当、剰余金の分配及び金銭 の分配(みなし配当等を除 く。)、集団投資信託(合同 運用信託、公社債投資信託 及び公社債等運用投資信 託を除く。)の収益の分配 又は割引債の償還差益に 係る控除を受ける所得税 額の計算」の各欄	配当等の計算期間のうち元本を所有していた期 間に対応する部分の額の計算について、令第 140 条の 2 第 2 項(種類、銘柄及び元本の所有期間の 異なるものごとに、個別に計算する方法)の規定 の適用を受ける場合には「個別法による場合」の 各欄を、同条第 3 項(元本の増加分について所得 税額の 2 分の 1 を控除する簡便計算法)の規定の 適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」 の各欄を、それぞれ記載します。	銘柄別簡便法による場合 には、①株式及び出資(特 定公社債等運用投資信託の 受益権及び社債的受益権を 除きます。)と②集団投資信 託(合同運用信託、公社債 投資信託及び公社債等運用 投資信託(特定公社債等運 用投資信託を除きます。)) の受益権の 2 グループに区 分し、さらにその元本をその 配当等の計算の基礎となっ た期間が 1 年を超えるもの と 1 年以下のものとの区分 し、その区分に属する元本 の全てについて、その銘柄 ごとに、簡便計算法を適用 することになります。 なお、国内追加型投資信託 とそれ以外の投資信託は別 のグループに区分すること ができます。
	「所得税額 17」、「所得税額 23」及び「控除を受ける所 得税額 30」の各欄	当期中に支払を受ける金額のうち、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるものについて課される 所得税及び復興特別所得税の額を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細	「配当等の計算期間18」及び「(18)のうち元本所有期間19」	配当等が令第140条の2第1項第1号に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配（以下このページにおいて「剰余金配当等」といいます。）である場合には、その剰余金配当等（以下このページにおいて「判定対象配当等」といいます。）の直前にその判定対象配当等を支払う法人から受けた剰余金配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象配当等の支払に係る基準日までの期間を「配当等の計算期間18」に記載します。 月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。 なお、設定により取得した国内追加型投資信託については、この欄の記載を省略し、「所有期間割合20」に、「1.000」と記載して控除を受ける所得税額を計算してください。	
	「配当等の計算期末の所有元本数等24」及び「配当等の計算期首の所有元本数等25」	口数の定めがない出資については所有元本の金額により、その他のものについては所有元本の数により記載します。	
	「 $\frac{(24)-(25)}{2}$ 又は12」 ²⁶ 」	次の場合に応じ、次により記載します。 (1) 配当等の計算期間が1年以下であるものの元本の場合 …… $\frac{(24)-(25)}{2}$ 又は12 (2) 配当等の計算期間が1年を超えるものの元本の場合 …… $\frac{(24)-(25)}{2}$ 又は12	
	「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄	所得税法第174条第3号から第10号までに規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額の内訳を記載します。この場合、「参考」には、賞金、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無、その他控除税額の計算について参考となるような事項を記載します。	この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。

(注) 道府県民税利子割額は、この明細書には記載しません。

3 根拠条文

法68、令第140の2、平成25年5月改正前の令第140の2、平成25年5月改正令附則②、措置法3の3⑤、6③、8の3⑤、9の2④、41の9④、41の12④、41の12の2⑦、措置法令26の10③、26の11、措置法規則19の4②～④、復興財源確保法33②、復興特別所得税に関する政令13②